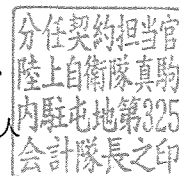


公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊真駒内駐屯地
第325会計隊長 村中 真人



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
2LWG1KY00610		2MP81AL2529 0001					
品名 または 件名							
ボイラー用地下燃料タンク清掃及び点検役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
真駒内駐業			真駒内駐屯地				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
熊谷技官 内3865			令和4年9月30日（金）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

仕様書、標準契約書及び入札心得等については、真駒内駐屯地第325会計隊契約班に掲示する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない

入札日時場所：令和4年7月6日(水)9時30分 真駒内駐屯地 第325会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

仕 様 書

仕様書番号
第 号

役務名称：ボイラー用地下燃料タンク清掃及び点検役務
実施場所：札幌市南区真駒内17番地 陸上自衛隊真駒内駐屯地および真駒内管理施設（警衛所）
役務概要：燃料地下タンクの漏洩点検（16基）、燃料タンク清掃（4基）

章	項 目
1	一般共通事項
(1)	総 則 本仕様書は、陸上自衛隊真駒内駐屯地で実施する「ボイラー用地下燃料タンク清掃及び点検役務」において必要な項目を制定する。
(2)	実施要領 請負業者は本仕様書に規定するほか、関係法令を遵守する。
(3)	疑 義 本仕様書に明示されてない場合又は疑いを生じた場合には、すべて監督官と協議しなければならない。
(4)	現場管理 ① 役務実施場所は、常に諸材料の整理整頓、その他清掃を行い、火災等の事故防止に努める。 ② 出入口及び危険性のある場所には、立入禁止表示などの処置を行う。 ③ 役務実施場所及び許可された場所以外への無断立ち入り等は厳禁とする。 ④ その他部隊側の諸規則、指示に従い遅滞なく役務を行う。
(5)	安全管理 労働安全関連規則に定めるところにより、十分な安全管理対策を行い災害の未然防止を図るものとする。
(6)	書類整理 本役務に必要な書類の提出は、請負業者の責任において監督官の指示に従い遅滞なく行う。
(7)	役務写真 請負者は着手前、施工中、完了等の各工程ごと写真を撮影し、アルバム等に整理のうえ速やかに監督官に提出する。 （社）公共建築協会「工事写真の撮り方（改訂第2版）」を参考に整理する。
(8)	機器・資材 使用する機器等は、事前に監督官の承認を受けるものとする。
(9)	実施工程表 役務実施に先立ち、実施工程表を作成し監督官の承認を受ける。
(10)	後片付け 役務完了に関しては、役務実施場所の後片付け清掃などを行う。
(11)	発生材 発生材の処分については法規合法に処分し、 manifests の写しを提出する。
(12)	その他 タンク清掃の際、タンク側面のガasketを確実に除去し、同等品または同等品以上のものを取り付ける。ただし、同等品を使用する場合は監督官の承認を受ける。 不明な点は監督官へ確認すること。

2

漏洩点検

(1)検査方法

気相部および埋設管は微加圧検査(2Kpa)、外殻部は加圧検査(20Kpa)とする。
液相部の検査は消防法に適合する方法で行う。

(2)測定時間

加圧および微加圧検査は加圧完了後15分間の静置時間をおき、その後下記のとりの時間を測定する。

(3)実施施設

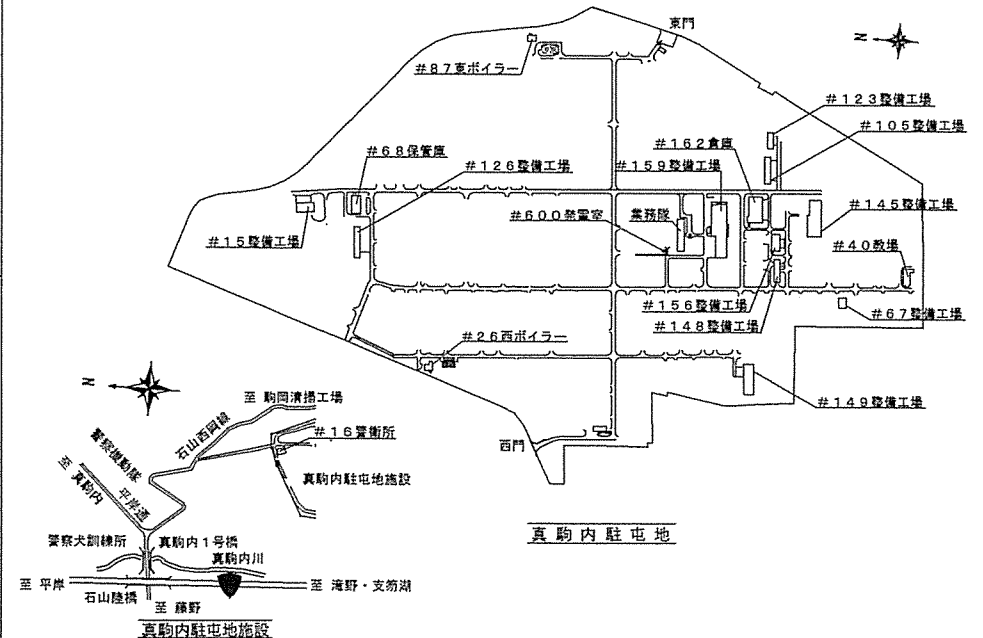
建物名称	容量	燃種	検査時間				設置区分	給油管		返油管		送油管		通気管	
			埋設管	液相部	気相部	外殻部		管径	管長	管径	管長	管径	管長	管径	管長
# 1 5整備工場	18KL	A重油	27分	○	27分	—	埋 設	65A	11.5m	65A	13.0m	65A	13.0m	65A	15.0m
# 1 6警衛所	19KL	灯 油	15分	—	15分	○	トラフ	65A	5.0m	40A	12.0m	25A	12.0m	32A	5.0m
# 4 0教場	7KL	A重油	15分	—	15分	○	トラフ	65A	5.5m	40A	17.0m	25A	17.0m	32A	8.0m
# 6 7整備工場	5KL	A重油	15分	—	15分	—	埋 設	65A	4.5m	50A	8.0m	20A	9.0m	32A	4.0m
# 6 8保管庫	10KL	A重油	15分	—	15分	○	トラフ	65A	3.5m	40A	7.0m	25A	7.0m	32A	6.5m
# 1 0 5整備工場	12KL	A重油	18分	—	18分	—	埋 設	65A	3.5m	32A	9.0m	25A	9.0m	50A	3.5m
# 1 2 3整備工場	10KL	A重油	15分	○	15分	—	埋 設	65A	7.5m	65A	7.5m	65A	7.5m	65A	7.5m
# 1 2 6整備工場	12KL	A重油	18分	—	18分	—	トラフ	65A	5.5m	40A	9.0m	25A	9.0m	50A	4.0m
# 1 4 5整備工場	30KL	A重油	45分	○	45分	—	埋 設	65A	5.5m	65A	5.5m	65A	5.5m	65A	5.5m
# 1 4 8整備工場	10KL	A重油	15分	—	15分	—	トラフ	65A	8.5m	40A	12.5m	25A	12.5m	32A	5.0m
# 1 4 9整備工場	20KL	A重油	30分	—	30分	—	トラフ	65A	4.0m	40A	12.0m	25A	12.0m	50A	8.0m
# 1 5 6整備工場	8KL	A重油	15分	○	15分	—	トラフ	65A	4.5m	40A	9.0m	25A	11.0m	32A	7.5m
# 1 5 9整備工場	42KL	A重油	63分	—	63分	○	トラフ	65A	6.5m	40A	12.0m	25A	12.0m	32A	6.5m
# 1 5 9整備工場	15KL	A重油	22.5分	—	22.5分	○	トラフ	65A	2.5m	40A	17.5m	25A	18.5m	50A	6.5m
# 1 6 2倉庫	18KL	A重油	27分	—	27分	○	トラフ	65A	2.5m	40A	13.0m	25A	13.0m	50A	6.5m
# 6 0 0発電室	1KL	軽 油	15分	—	15分	○	トラフ	65A	7.5m	65A	7.5m	65A	7.5m	65A	7.5m

※ # 16警衛所は、真駒内管理施設。

章	項 目
(4)	判定基準 加圧後、15分間の静置時間において、その後検査時間内に圧力降下2%以内で合格
(5)	その他 異常が認められた場合は、速やかに監督官に報告する。
3	燃料タンク清掃
(1)	実施施設 地下タンク清掃（サービスタンク含む。）
(2)	清掃・移送

施設名称	燃 種	地下タンク		サービスタンク	
		容 量	残 量	容 量	残 量
# 15整備工場	A重油	18KL	13.5KL	189L	120L
# 16警衛所	A重油	1.9KL	1.2KL	100L	54L
# 123整備工場	A重油	10KL	8KL	108L	48L
# 145整備工場	A重油	30KL	23KL	310L	160L

ア 清掃は内部潜入方式とする。
イ 地下タンクの残油は良油のみをタンクローリー等（請負業者が用意）に保管し、清掃後点検を受けてから戻す。
ウ タンクに潜入するにあたり内部を十分に換気し、安全が確保されてから行うものとする。
エ タンク内部清掃後はウエス等で十分に水分の除去を行う。
オ 残油抜き取り後、発生するスラッジは合法的に処分する。



案 内 図 S=NON

役務名称	ボイラー用地下燃料タンク清掃及び点検役務	図面番号	1
種 類	仕 様 書 ・ 案 内 図	縮 尺	1
真 駒 内 駐 屯 地 業 務 隊		令和 4 年 5 月	

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお未成年、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 全省庁統一資格登録手続きを完了した者のうち、「役務の提供等」の登録格付「A、B、C、D」等級の者
- (4) 付紙第1「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しないものであること。
- (5) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 「入札及び契約心得」を厳守しているもの。

2 入札の場所及び日時

- (1) 場所：陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊 入札室（09時15分から入室可能）
- (2) 日時：令和4年7月6日（水）09時30分～

3 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金は免除（但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。）
- (2) 契約保証金は免除（但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。）

4 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札開始時刻に遅れたものによる入札
- (3) 入札に関する条項に違反した入札
- (4) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (5) 電報・電話・FAXによる入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

5 郵便入札による提出要領

- (1) 入札書は、「（入札の件名）入札書在中」と明記し小封筒の中に入れて封印をする。
- (2) 上記（1）の入札書が入った小封筒と資格審査結果通知書（写）を郵便用封筒に入れて、令和4年7月5日（火）の17時00分までに真駒内駐屯地第325会計隊契約班に必着するよう送付するとともに、郵送した旨を第9項の問い合わせ先に通知すること。
- (3) 郵便入札に万全を期すのであれば入札心得等を確認し、配達証明の郵便を活用する等、発送者の責任において到着の確認をするものとする。

6 落札決定方式

- (1) 総額が予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。この際、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。
- (2) 落札決定に当たって、入札書に記載された総額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税込みで見積もった当該金額に関しては110分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする）を入札書に記載すること。

7 契約書の作成

落札決定後、遅滞なく契約書を作成する。

8 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書等を作成した場合については、双方が記名押印したときとする。また、契約書等の作成を省略した場合については、入札日とする。
- (2) 入札に参加する者は、資格審査結果通知書（写）を提出すること。
- (3) 入札に参加する者は次の文面を宣誓し、入札書に記載するものとする。
「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」
- (4) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (5) 初度の入札で落札決定できない場合には、直ちに再度入札を実施する。
ただし、初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度の入札時期は別示する。
- (6) 入札書には必要事項（品名、数量、金額、納期、納地、入札者の住所氏名及び押印、宣誓に関する文面）を記載すること。
- (7) 本入札は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵便入札を推奨する。

9 入札に関する事項の問い合わせ先

〒005-8543

札幌市南区真駒内17番地 陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊 契約班 （担当：枡本）

TEL 011-581-3191（内線3343） FAX 011-581-2569

1 0 公告掲示場所及び期間

(1) 掲示場所：真駒内駐屯地第325会計隊

北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>

(2) 掲示期間：令和4年6月15日～令和4年7月6日

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

入 札 書

金額¥

品 名	規 格	単位	数 量	単 価	金 額
ボイラー用地下燃料タンク 清掃及び点検役務	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納 地	陸上自衛隊真駒内駐屯地		納 期	令和4年9月30日	
入札（契約）保証金	免 除		入札（見積）有効期間		

当社（私・当団体）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊真駒内駐屯地

第325会計隊長 村中 真人 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印